

広島市国民宿舎湯来ロッジ
広島市湯の山温泉館
広島市湯来交流体験センター

指定管理業務仕様書

令和5年7月
広島市経済観光局

《指定管理業務仕様書 目次》

1 管理運営に関する基本的事項	1
2 指定管理者が行う業務の範囲	1
3 管理の基準	6
4 リスク分担	7
5 自主事業	7
6 広報業務	8
7 利用促進業務等	8
8 職員配置、研修等	9
9 管理運営に関連して指定管理者が行う業務	10
10 モニタリング及び実績評価	10
11 指定の更新	11
12 協定の締結	11
13 その他	11
別記1 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針	13
別記2 個人情報取扱特記事項	19
別表1 主な施設管理業務	21
別表2 指定管理者の業務実施状況の評価について	27
別表3 備品一覧表	29

広島市国民宿舎湯来ロッジ、広島市湯の山温泉館及び 広島市湯来交流体験センター指定管理業務仕様書

1 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、広島市国民宿舎湯来ロッジ（以下「湯来ロッジ」という。）、広島市湯の山温泉館（以下「湯の山温泉館」という。）及び広島市湯来交流体験センター（以下「交流体験センター」という。）を管理運営するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、広島市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）並びに広島市国民宿舎湯来ロッジ条例及び条例施行規則、広島市湯の山温泉館条例及び条例施行規則、広島市湯来交流体験センター条例及び条例施行規則等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。また、個人情報を取り扱うに当たっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。
- (3) 湯来ロッジ、湯の山温泉館及び交流体験センターに関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の趣旨にのっとり、広島市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、広島市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮に努めること。
- (5) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (6) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (7) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (9) 広島市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 事業の実施に関すること
 - ア 湯来ロッジ
 - (ア) 保養、レクリエーション等のための場の提供
 - a 宿泊室、多目的ホール及び広間の管理運営を行う。
 - b 大浴場等の温泉設備の管理運営を行う。
 - (イ) 観光振興に関する事業
湯来地域の名所や特産品等のPR、観光案内などを行う。

イ 湯の山温泉館

(ア) 保養のための場の提供

浴場等の温泉設備及び休憩室の管理運営を行う。

(イ) 観光振興に関する事業

湯来地域の名所や特産品等のPR、観光案内などを行う。

ウ 交流体験センター

(ア) 市民の交流体験活動のための場の提供

a 調理体験室、会議室、ステージ、工芸室兼楽屋、イベント広場、ステージ広場、交流体験広場及び特産品市場館の管理運営を行う。

b こんにゃく（湯来特産物）やハーブ等の栽培・収穫体験等の「農業体験の場」を提供するため、一年を通して農業体験場の管理運営を行う。

(イ) 観光振興に関する事業

湯来地域や広島広域都市圏の市町等の名所や特産品等のPR、交流体験事業等の情報発信、観光案内などを行う。また、外国人観光客等への対応の充実に努める。

(2) 使用の許可に関すること

ア 湯来ロッジの宿泊室、多目的ホール及び広間の使用申込受付、使用許可

(ア) 使用許可の申請は、その申請に係る使用を開始する日の6か月前のものについては、これを受け付けない。ただし、必要性、公益性を個別審査の上、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、使用を開始する日の6か月前でも受け付けることができる。

(イ) 使用申込は原則として先着順とし、使用許可に当たっては、平等な使用を確保すること。

(ウ) 使用許可申請書等の書類は、指定管理者において作成すること。

(エ) 次のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

a 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

b 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

c 会合の性質が騒じようを起こすおそれがあるとき。

d その他管理運営上支障があるとき。

イ 交流体験センターの調理体験室、会議室、ステージ、工芸室兼楽屋、イベント広場、ステージ広場、交流体験広場及び特産品市場館の使用申込受付、使用許可

(ア) 使用許可の申請は、その申請に係る使用を開始する日の6か月前のものについては、これを受け付けない。ただし、必要性、公益性を個別審査の上、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、使用を開始する日の6か月前でも受け付けることができる。

(イ) 使用申込は原則として先着順とし、使用許可に当たっては、平等な使用を確保すること。ただし、特産品市場館にあっては、安定的な運営、地域の活性化、観光振興等の観点から、団体（農業団体等）の使用申込のみ受け付けるものとする。

(ウ) 使用許可申請書等の書類は、指定管理者において作成すること。

(エ) 次のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

a 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

b 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

c 会合の性質が騒じようを起こすおそれがあるとき。

d その他管理運営上支障があるとき。

(オ) 施設及び附属設備は、引き続き3日（特産品市場館にあっては、市長の定める期間）を超えてはその使用を許可しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、

この限りでない。

(3) 入館・入場の制限に関すること

次のいずれかに該当する者に対しては、入館・入場を拒み、又は退館・退場を命ずることができる。

- ア 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- イ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- ウ 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- エ その他管理運営上支障があると認められる者

(4) 交流体験センターにおける行為の許可（行為の制限）に関すること

ア 次に掲げる行為の許可の申請は、その申請に係る行為を開始する日の6か月前のものについては、これを受け付けない。ただし、必要性、公益性を個別審査の上、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、行為を開始する日の6か月前でも受け付けることができる。

- (ア) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (イ) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (ウ) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (エ) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- イ 行為の許可申請書等の書類は、指定管理者において作成すること。
- ウ 次に掲げる行為は禁止する。
 - (ア) 施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
 - (イ) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (ウ) イベント広場、ステージ広場、交流体験広場又は農業体験場の形質を変更すること。
 - (エ) 利用者に迷惑を及ぼすような行為をすること。
 - (オ) その他管理運営上支障があると認められる行為をすること。

(5) 交流体験センターにおける特別設備（注）の設置の許可に関すること

ア 設置の許可の申請は、その申請に係る設置を開始する日の6か月前のものについては、これを受け付けない。ただし、必要性、公益性を個別審査の上、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、設置を開始する6か月前でも受け付けることができる。

イ 特別設備の設置の許可申請書等の書類は、指定管理者において作成すること。

ウ 次のいずれかに該当するときは、特別設備の設置を許可しない。

- (ア) 特別設備の設置又は撤去の際に、建物の壁面、窓ガラス、床面、天井等や広場の芝生等を傷つける恐れがあるとき。
- (イ) 設置しようとする特別設備の形状、大きさ、重量等が施設の構造等に適合していないとき。

（注） 特別設備等とは、使用者が別途持ち込む音響機器、照明機器、舞台機器等をいう。

(6) 施設及び設備等の維持管理に関すること

指定管理者が行わなければならない主な施設管理業務は別表1のとおりであり、以下に留意して維持管理を行うものとする。

- ア 指定管理者は、施設を適切に管理運営するため日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。
- イ 指定管理者は施設を常に清潔に保ち、かつ、利用者が安全で快適に使用できるよう施設の

保全に努めるとともに、建築基準法第12条第2項及び4項に定める建築物等の劣化状況の点検を行い、広島市に報告すること。

- ウ 指定管理者は、設備の性能・機能保持のため、外観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等など、法定点検等を適切に実施すること。その際、故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに修繕工事を行うこと。
- エ 設備の適正な運用を図るために行う監視業務並びにこれに関連する電力、用水、ガス等の受給状況を把握し、適切な運転記録をとること。設備機器の稼働に当たっては、環境に配慮した適正な運転を行うこと。
- オ 良好的な衛生環境、美観の維持に心掛け、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の使用頻度等に応じて、現行の作業基準を参考にした上で、適切に設定すること。衛生消耗品類は、常に補充された状態にすること。
- カ 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれの管理を行うこと。
- キ 建築物等の不具合を発見した場合には、速やかに広島市に報告すること。

(7) 物品の管理

- ア 指定管理者は、広島市の所有に属する物品について「広島市物品管理規則」(昭和44年広島市規則第64号)及び関係法令に基づき適正に管理すること。
 - イ 指定管理者は、広島市の備品を施設の運営に支障を来たさないよう管理し、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに修繕等を行うこと(別表3 備品一覧表)。
 - ウ 広島市の備品が本来の使用目的に供することができなくなったと認められるとき、又は亡失があったときは、直ちに広島市に報告すること。
 - エ 広島市の備品は、形状の変更、館外への持ち出し、第三者への貸与及び譲渡をしてはならない。施設内においても、保管場所を移動させた場合は、閉館時には元の場所に戻すこと。ただし、広島市の許可を受けた場合は除く。
 - オ 備品の管理に当たっては、指定管理者が広島市の基準に準じて台帳を作成し、管理すること。
 - カ 指定期間終了時には、備品の現在高を報告すること。指定期間途中において広島市が必要と認めた場合も同様とする。このとき、確認できない備品があった場合は、指定管理者が補てんすることとする。
- ※ 備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として一品の取得価格が5万円以上の物品をいう。

(8) その他市長が定める業務

- ア 利用料金の収受等
 - (ア) 利用料金の採用
湯来ロッジ、湯の山温泉館及び交流体験センターの管理については、地方自治法第244条の2第8項により、公の施設の使用に係る料金を指定管理者の自らの収入とする「利用料金制」を採用する。
 - (イ) 利用料金の額は、広島市国民宿舎湯来ロッジ条例、広島市湯の山温泉館条例及び広島市湯来交流体験センター条例に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得た上で決定する(なお、湯の山温泉館の利用料金については、広島県の一般公衆浴場料金

の統制額の改定に合わせて料金改定を検討することから、指定期間中に、条例で定める金額の改定を行う場合がある。)。

(イ) 利用料金の減免・返還

指定管理者は広島市国民宿舎湯来ロッジ条例第16条第7項、広島市湯の山温泉館条例第10条第6項及び広島市湯来交流体験センター条例第20条第5項の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を受けた上で、利用料金を減免又は返還する。

(ロ) 利用料金収納

a 湯来ロッジにあっては使用を終了するときまでに（入浴施設の利用料金にあっては、使用の際）、湯の山温泉館にあっては、入館の際に利用料金を収納すること。ただし、指定管理者において特別な理由があると認められるときは、この限りでない（例えば、クレジットカード等の導入を検討することも可能。）。

b 交流体験センターにあっては、利用料金は許可の際に収納すること。ただし、指定管理者において特別な理由があると認められるときは、この限りでない。

(ハ) 利用料金収入の引継ぎ

利用料金の収入は施設の使用に供する年度の会計に属するものとする。

このため、指定期間の最終年度において、次年度の使用に係る利用料金（前納利用料金）を収納した場合は、次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

(カ) 入浴回数券の取扱い

指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、広島市国民宿舎湯来ロッジ条例第16条第3項及び広島市湯の山温泉館条例第10条第3項の利用料金の額から割引をした額をもって、回数券を発行することができる。この場合において、回数券による利用料金については、同条第2項の規定にかかわらず、その発行の際に收受する。

a 令和6年3月31日までに前指定管理者が発行した有効期限内の入浴回数券は使用可能として取り扱うこととし、当該使用に係る収入については、各指定管理者間で精算するものとする。

b 指定管理者が発行した入浴回数券の内、次期指定管理期間中に使用されたものについては、次に定めるところにより算定した額を次期指定管理者に支払うものとする。

なお、支払の具体的方法については、次期指定管理者と協議して定めるものとし、結果を広島市に報告する。

（支払額）

入浴回数券1枚当たりの販売金額に、使用された入浴回数券の枚数を乗じて得た額

(キ) 入湯税の徴収、申告納入

湯来ロッジ及び湯の山温泉館において、入湯客から入湯税を徴収し、徴収月の翌月15日までに広島市に納入申告書の提出及び入湯税を納入すること。

イ 広報業務及び利用促進業務等

（「6 広報業務」及び「7 利用促進業務等」参照）

ウ 暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

(ア) 広島市暴力団排除条例及び別記1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

(イ) 広島市暴力団排除条例及び別記1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

3 管理の基準

(1) 休館日

ア 湯来ロッジ及び湯の山温泉館

年中無休（ただし、都合により臨時に休館することがある。）

イ 交流体験センター

(ア) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日）

(イ) 8月6日

(ウ) 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 使用時間等

ア 湯来ロッジ

(ア) 宿泊施設

[宿泊する場合]

使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日の午前10時まで

[休憩する場合]

午前11時から午後2時まで

(イ) 入浴施設

[宿泊する場合]

午前6時から午前8時まで及び午後3時から午後10時まで

[宿泊しない場合]

6月1日から9月30日まで

午前10時から午後9時まで

10月1日から翌年5月31日まで

午前10時から午後8時まで

(ウ) 多目的ホール及び広間

午前9時から午後9時まで

(イ) 湯来ロッジの管理運営上支障がないときは、上記時間以外の時間における使用を認めることができる。

イ 湯の山温泉館

6月1日から9月30日まで

午前9時から午後9時まで

10月1日から翌年5月31日まで

午前9時から午後8時まで

ウ 交流体験センター

(ア) 交流体験館

午前9時から午後6時まで

(イ) 屋外ステージ

午前9時から午後10時まで

ただし、工芸室兼楽屋を工芸室として使用するときは午前9時から午後6時まで

(ウ) 特産品市場館

午前8時から午後5時まで

(エ) イベント広場、ステージ広場及び交流体験広場

a 午前零時から午後12時まで

b 専用して使用する場合にあっては、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める時間

(オ) 農業体験場

「農業体験の場の提供」を行うに当たり、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める日及び時間

(カ) 足湯

午前9時から午後5時まで

エ 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た上で、上記アからウに掲げる供用時間を延長等することができる。

4 リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
物価の変動		○
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力		協議
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※	○	
サービスや業務内容の変更		協議

※ 大規模な修繕は1件当たりの費用が原則100万円以上のものとし、これに該当するか否かは、施設の規模等により、個別に広島市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には広島市の負担とするが、指定管理者による修繕も可能とする。

5 自主事業

(1) 施設の利用促進のための自主事業の実施

ア 指定管理者は、湯来ロッジにおいて厨房、レストラン及び売店の管理運営を行うものとする。

イ 指定管理者は、各施設において飲料（アルコール飲料を除く）の自動販売機の設置、運営を行うものとする。

ウ 指定管理者は、交流体験センターの会議室、調理体験室、ステージ、工芸室兼楽屋、イベント広場、ステージ広場及び交流体験広場の利用促進を図るため、イベント実施等の自主事業を実施するものとする。

- エ 指定管理者は、湯来ロッジにおいて公衆電話の設置、運営を行うものとする。
- オ 指定管理者は、自主事業の実施に当たり、講師謝礼金等の実施に係る必要費用相当を参加者から徴収することができる。また、内容・スケジュールについて、事前に広島市と調整するものとする。
- (2) 利用者の利便性の向上のための自主事業の実施
指定管理者は、アルコール飲料などの自動販売機等を設置することができる。
- (3) 経理処理
自主事業は会計を独立させるものとする。
- (4) 行政財産の目的外使用許可
施設の利用促進、利用者の利便性向上のための、湯来ロッジにおける厨房、レストラン、売店、公衆電話の設置、各施設における自動販売機の設置等の自主事業は、指定管理者の業務の範囲外となり、地方自治法238条の4第7項及び広島市財産条例の規定による行政財産の目的外使用に当たる。このため行政財産の目的外使用の許可については本市が行い、使用許可に伴い本市が定める使用料を納付するものとする。
なお、これらの目的外使用許可に伴う収益については、原則、指定管理者の収益とすることができる。

6 広報業務

施設のPR及び情報提供のために、以下の例を参考に必要な媒体の作成、配布等を行う。

なお、PR及び情報提供に当たっては、湯来地域の振興に配慮するとともに、英語版のホームページやパンフレットの作成など外国人向けの広報の充実に努めるものとする。

- (1) ホームページの作成・更新
(2) 施設案内パンフレットの作成・配布
(3) 情報誌等の作成・配布
(4) 旅行出版社等への記事の掲載依頼
(5) 事業報告又は事業概要等、施設の業務等を紹介する資料の作成・配布又はホームページでの公開

7 利用促進業務等

- (1) 利用者等の増加を図るため、新規顧客の開拓やリピーターの確保等有効な誘客対策を行うこと（旅行会社とのタイアップ企画の実施など）。
- (2) 湯来地域の団体・民間事業者（地元の宿泊事業者含む）や広島広域都市圏の市町等との連携策を策定し、湯来地域の交流人口拡大のための共同企画を実施するなど、湯来地域全体の活性化に取り組むこと。
- (3) 民間事業者・行政が一体となって進めている「戸山地域・湯来地域活性化プラン」を推進する取組を実施すること。
- (4) 湯来ロッジ、湯の山温泉館及び交流体験センターの施設間等で相互に連携し、利用促進を図ること。

8 職員配置、研修等

(1) 職員配置

管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
その際、適正な経理事務を行うことができる職員を配置すること。

ア 湯来ロッジ及び湯の山温泉館

配置人員は28人を標準とする。

イ 交流体験センター

配置人員は4人を標準とする。

(2) 交流体験センターの専門職員等

ア 配置人員のうち、交流体験活動について知識・技術を有し、経験が通算3年以上ある者1人を標準とする。

イ 配置人員のうち農業について知識・技術を有し、経験が通算3年以上ある者1人を標準とする。

※ 1人でア及びイを満たしても可とする。

ウ 外国人観光客等への対応の充実に努める。

(3) 有資格者

ア 湯来ロッジ及び湯の山温泉館

(ア) 監督的な地位にある者で、甲種防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。

(イ) 危険物取扱者乙種第4類、食品衛生管理者の資格を有する者各1人を必置とする。1人が複数の資格を有していても可とする。

(ウ) その他、施設の管理運営に当たり、法令等により資格を必要とする業務には、それぞれ有資格者を選任すること。

イ 交流体験センター

(ア) 監督的な地位にある者で、甲種防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。

(イ) その他、施設の管理運営に当たり、法令等により資格を必要とする業務には、それぞれ有資格者を選任すること。

(4) 緊急時対策

ア 火災、地震及び風水害等の災害発生時において、利用者の非難誘導等安全確保のための対応を的確に行うため、必要な機材等を用意し、さらに対応マニュアルを整備し、職員に周知するなど、緊急時の対応について十分な対策を講じること。

イ 利用者等の急な病気・けが等に対応するため、必要な薬品・用品等を用意し、さらに、救急法・応急措置及び医療機関、家族等への連絡等の対処方法についてマニュアルを整備し、職員に周知するなど急病等への対応について十分な対策を講じること。

ウ 事故等が生じた場合は速やかに広島市へ報告すること。

(5) 研修等

ア 施設利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心掛けること。

イ 職員には施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。

ウ 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。

エ 個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律及び広島市個人情報保護に関する法律施行条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。

オ 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

9 管理運営に関する指定管理者が行う業務

(1) 事業の報告書

- ア 指定管理者は、毎月、業務実施報告書を作成し、広島市に提出すること。
- イ 指定管理者は、毎年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、広島市に提出すること。

(2) 利用者ニーズ把握のための調査等業務

- 指定管理者は利用者のニーズを把握するためアンケート調査等を実施すること。
- また、その結果を施設の管理運営等の事業の改善に反映するよう努めること。

(3) 自己評価の実施

- 指定管理者は適宜利用者等からの意見や満足度を聴取し、又は上記(2)のアンケート調査の結果等を活用し、自己評価を行うこと。

(4) 広島市が実施する業務への協力

- 指定管理者は広島市が実施する業務へ協力すること。

(5) 関係機関・団体との連絡調整及び協力

- ア 広島市が出席を要請した会議等に出席するとともに、広島市その他行政機関等からの各種調査等に対して、誠実に対応すること。
- イ 広島市が実施する新たな施策、規定改正、調査、施設の現状変更等、指定管理者の協力が不可欠と認めて要請した場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

(6) 苦情等への対応

- 指定管理業務等について寄せられた問い合わせや苦情等については、迅速かつ誠実に対応すること。また、その内容や対応状況を広島市へ報告すること。

(7) 各種マニュアル等の整備

- ア 使用許可に関する手続や日常的な施設及び附属設備の管理運営の手順、施設内で事故等が発生した場合における緊急時の対応などについて記載したマニュアル等を整備すること。
- イ 指定管理者は、施設の使用規定その他管理に関する規定等を定める場合は、広島市に報告し、承認を得ること。

10 モニタリング及び実績評価

(1) モニタリングの実施

- 広島市は、指定期間中にモニタリング及び実績評価を実施する。

(2) 実績評価の実施

- 広島市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、業務実施状況の評価を行う（業務実施状況評価については、別表2「指定管理者の業務実施状況の評価について」のとおり。）。

(3) 業務の基準を満たしていない場合の措置

- 実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、広島市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

(4) 業務実施状況の評価結果が低評価となった場合のペナルティ

指定期間中、別表2「指定管理者の業務実施状況の評価について」による業務実施状況の評価結果が2年連続して低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する応募資格を与えないものとする。

ペナルティの判定対象となる業務実施状況評価の評価結果は、指定期間最終年度の前々年度分までとし、更新制を適用した施設にあっては、更新前（11指定の更新）参照。の指定期間における評価結果を含むものとする。

1.1 指定の更新

別表2「指定管理者の業務実施状況の評価について」の評価基準による業務実施状況の評価結果が指定期間の1年目より3年連続して高評価（S又はA）となった場合で、当該指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合は、1度に限り、当該指定管理者を非公募で候補者として選定することを可能とする（通算の指定期間は最長10年間）。

1.2 協定の締結

広島市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

1.3 その他

(1) 指定管理業務期間の前に行う業務

以下の業務を実施する。なお、以下の業務の実施に要する、指定管理者となる団体の人事費等の経費は、当該団体が負担すること。

- ア 協定項目についての広島市との協議
- イ 配置する職員等の確保、職員研修
- ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議
- エ 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

(2) 保険への加入等

指定管理者は「指定管理者応募要領」及び本管理業務仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入すること。なお、火災保険については広島市が加入する。

また、施設を運営するに当たり、必要な許可等を受けるとともに、運営上必要となる各種団体へ加入し、会費等を負担すること。

(3) 指定期間終了に当たっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう、運営の詳細や予約者などについて、確実に引継ぎを行う。なお、当該引継ぎに要する、指定管理者であった団体の人事費等の経費は、当該団体が負担すること。

(4) 監査

広島市監査委員等が広島市の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を

講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を取り扱うに当たっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。

(6) 法定雇用障害者数の達成に向けた取組

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める法定雇用障害者数を達成しなければならない。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（申請日が属する年度の6月1日時点。以下「6月1日時点」という。）で、法定雇用障害者を達成しておらず、本市に障害者雇用計画書を提出した場合は、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

また、6月1日時点では法定雇用障害者数を達成していたが、指定期間開始後に達成していない状況となった指定管理者は、速やかに障害者雇用計画書を作成して本市に提出し、同計画に基づき障害者の雇用を進めること。

(7) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者は、広島市に代わって公の施設の管理運営を行うことから、適格請求書等の交付が必要となる取引が想定される場合は、買手である課税事業者が仕入税額控除を受けることができるよう、適格請求書発行事業者の登録を受けるよう努めること。

(8) 指定管理者は、事業報告書及び管理に関する帳票を常に整理し、5年間保存すること。

(9) この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、広島市と指定管理者でその都度協議することとする。

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)

第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。(実際の排除時の認定については、広島県警察本部(以下「警察本部」という。)との個別協議を要する。)

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。)に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者(事業者を含む)

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食(生活上必要な日常の食事を除く。)、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(事業者を含む)

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者(事業者を含む)

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者(事業者を含む)

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。(ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。)

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(イ) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(ウ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。(産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等)

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程（規則、要綱等）の整備

(7) 入札時、許認可等申請時（事前）における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例 1 - (1)】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例 1 - (2)】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
 - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
 - (3) 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興を

しばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者
- (5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例2】

次のいずれかに該当するときは○○する（しない）ことができる。

- 1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (1) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
- ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

- (7) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

○○を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報の利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(1) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック欄を設ける。

【記載例】

(チェック欄)

- 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- 暴力団の利益になる〇〇ではありません。

(2) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5. 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(5) (略)

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの

- 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
- 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
- ホールを使用した組織拡大に資する講演会

2 暴力団の資金源につながるもの

（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）

- ホールを使用したコンサート
- 体育館を使用した格闘技大会
- ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
- 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(7) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(7) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）

(イ) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1) 関係規程等の整備」を参照

(イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

（略）

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

（略）

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するそれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

（略）

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、令和3年4月1日から施行する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を取得するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 乙は、甲の承諾を得て本業務の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、本協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。

また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。
(複写及び複製の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、本業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 乙は、本業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及び本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(指定の取消し等)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(損害賠償)

第17 本業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第18 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。

1 湯来ロッジ及び湯の山温泉館の主な施設管理業務

業務名	概 要	内 容
警 備	火災・盗難その他事故を未然に防止し、施設の保全及び正常な運営を確保する。	① 火災・盗難及び不法行為等の防止 ② 事故発生時における施設内の秩序維持 ③ 緊急時の広島市、関係機関等への連絡等 ④ 夜間も巡回警備を行い、安全を期す。 ⑤ 必要に応じて、駐車場の整理を行う。
清 掃	建物及び敷地内の清掃、ごみ収集等を適正に行い、利用者に不快感を与えないよう、快適な環境を整える。	① 館内 • 清掃（チリ・ごみの収集、水拭き、洗剤処理等）、 • ごみ収集、分別・処理 • 窓ガラス拭き、空調フィルター等の清掃 • トイレットペーパー・石鹼水補充など • カーペット洗浄、ワックス掛け ② 館外 • ごみ・落葉収集、分別・処理 • 雑草処理、除草 • 汚水マス清掃
宿泊室整備	シーツ交換、ベッドメイキング等を行い、宿泊環境の快適化を図る。	① シーツの交換、洗濯 ② ベッドメイキング ③ 布団替え ④ リネン室整理 ⑤ 消臭、防虫処理
電気・冷暖房設備の運転保守管理	電気・冷暖房設備の運転操作、点検整備等を行う。	① 冷暖房設備の運転操作、切替及び点検整備 ② 空調盤の操作及び整備 ③ 個別空調機の保守管理 ④ エアフィルターの点検、清掃、取替 ⑤ 送風機の内部清掃、点検整備 ⑥ 照明器具の清掃、整備、不良球の取替 ⑦ コンセント、スイッチ等不良品の取替 ⑧ 消耗品の取替、注油、小修理
無圧温水器等熱源設備の運転、点検整備	無圧温水器等熱現の運転操作、点検整備等を行う。	① 運転操作及び保守管理 ② 消耗品の取替、注油、小修理 ③ 熱交換器の洗浄 ④ 燃料、薬品の補充
工作物の保守管理	工作物の点検整備等を行う。	① インターロッキングブロック、視覚障害者誘導床材、側溝の日常点検、整備 ② 清掃、取替、小修理
自家用電気工作物の保守管理	自家用電気工作物を良好な状態に機能保全し、正常な運営を確保する。	① 電気事業法その他関係法令に基づく電気工作物の総括管理 ② その他電気設備の保守管理等
給排水設備の保守管理	給排水設備の点検整備を行う。	① 各ポンプ用モーターの点検整備 ② 各配管系統の漏水等巡回点検整備 ③ パッキン類その他消耗品の取替、注油、小修理 ④ 給水栓における遊離残留塩素の検査
消防用設備点検	消防法に基づく消防設備の点検を行う。	① 消防法第17条の3の3の規定による消防用設備等の保守点検 ② 前記業務に付帯する部品・薬剤等の取替、充填、調整

業務名	概 要	内 容
エレベーター保守点検	エレベーター 2基 建築基準法等に基づく点検を行う。	① 月次点検 点検、注油、調整 (必要に応じ修理、取替) ② 年次点検 建築基準法第12条第4項の規定による定期点検 ③ 電話回線による24時間遠隔監視
自動ドア保守点検	装置の点検、整備、調整、小修繕を行う。	① 起動本体及びモーターの点検整備 ② 制御器、制御スイッチ等の点検整備 ③ 起動スイッチの点検整備 ④ 吊り金具・ふれ止め機構等の点検整備
配膳用リフトの点検・整備	装置の点検、整備、調整、小修繕を行う。	装置の仕様に応じた点検、整備等を行う。
電話交換機保守点検	設備の保守点検及び修繕等を行う。	交換機、電話機等の保守点検等を行う。
浴室衛生管理	浴槽内の塩素濃度を適正に保ち、カビ防除策等を行うなど衛生面の安全を確保する。	① 浴槽、洗い場等の清掃 ② 塩素濃度計測、消毒剤添加 ③ カビ除去作業 ④ 石鹼等補充 ⑤ 排水溝清掃 ⑥ 浴槽の確認、浮遊物除去
水質管理	浴槽水などの水質管理を行う。	公衆浴場法、広島県公衆浴場法施行条例、広島県公衆浴場法施行細則等、関係法令の規定を遵守し、常に望ましい水質を保つ。
排水の管理	川へ放流する浴槽水のPH調整及び滅菌処理を行う。	濑戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく水質検査を行う。 フィルターの点検、清掃を行うとともに、排水の水質管理を行う。 ※ 交流体験センターの足湯の排水を含む。
固形状一般廃棄物処理	施設内で収集・集積したごみ等を搬出し処理する。	施設から排出される固形状一般廃棄物を収集・搬出し、指定の処理場へ運搬する。
産業廃棄物処理	施設内から排出される産業廃棄物を処理する。	施設内から排出される産業廃棄物（蛍光灯などの有害ごみ）を収集・運搬・処分する。
秘密文書回収運搬	施設で発生する秘密文書を処理する。	個人情報などが記載された秘密文書で、不要となったものを回収し、これを溶解、資源化処理できる製紙工場へ運搬し、溶解処理する。
環境衛生管理	建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく維持管理を行う。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条の規定に基づく同法施行令第2条で定める建築物環境衛生管理基準に従い管理業務を行う。
害虫駆除	ねずみ、ゴキブリ等の発生を防ぎ、衛生的な環境を維持する。	ねずみ、ゴキブリその他の昆虫等の発生・侵入防止並びに駆除を行う。
樹木等管理	剪定、病害虫駆除剤散布、施肥、雑草の除去などをを行う。	樹木の種類により、剪定、病害虫駆除、施肥などの保守管理を行う。
遊歩道の管理	水内川沿いの遊歩道の管理を行う。	① ごみ・落葉収集、分別・処理 ② 雑草処理、除草 ③ 遊歩道の維持補修

2 湯来交流体験センターの主な施設管理業務

業務名	概 要	内 容
警 備	火災・盗難その他事故を未然に防止し、施設の保全及び正常な運営を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ① 火災・盗難及び不法行為等の防止 ② 事故発生時における施設内の秩序維持 ③ 緊急時の広島市、関係機関等への連絡等 ④ 日中、定期・不定期に巡回を行い事故防止等に努める。 ⑤ 夜間・休日は、機械警備を行い、安全に万全を期す。 ⑥ 必要に応じて、駐車場の整理を行う。
機械警備	休日・夜間の火災・盗難その他事故を未然に防止し、施設の保全及び正常な運営を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ① 設置場所 交流体験館、屋外ステージ、特産品市場館 ② 機械装置 窓等開閉監視センサー、人感知センサー、火災報知設備、その他
夜間受付管理	夜間利用（キャンプ等）時の受付、緊急対応等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ① 時間 12時間（21:00～翌9:00） ② 回数 年間30回程度
清 掃	建物及び敷地内の清掃、ごみ収集等を適正に行い、利用者に不快感を与えないよう、快適な環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ① 建物関係 <ul style="list-style-type: none"> [日常清掃：毎日] <ul style="list-style-type: none"> ・清掃（チリ・ごみの収集、水拭き、洗剤処理等）、ごみ収集、分別・処理 ・窓ガラス拭き、空調フィルター等の清掃 ・トイレの清潔管理（トイレ便器清掃、トイレットペーパー・石鹼水補充、簡単な床面水洗い洗浄など） [定期清掃：2か月に1回] <ul style="list-style-type: none"> ・床面洗浄・ワックス掛け（交流体験館、屋外ステージ） ・床面水洗い洗浄（便所） ・窓ガラス、ブラインド清掃 ② 広場、駐車場など敷地関係 <ul style="list-style-type: none"> [日常清掃：毎日] <ul style="list-style-type: none"> ・建物外回りの設備・園路、広場、駐車場、せせらぎ、側溝、遊歩道等のごみ・落葉収集、分別・処理、積雪時の除雪など ・雑草処理、草刈 [定期清掃：6か月に1回] <ul style="list-style-type: none"> ・下水道管、水路等の清掃
電気設備の保守管理	電気設備の点検整備等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> [日常点検・整備] <ul style="list-style-type: none"> ① 対象 <ul style="list-style-type: none"> 照明（屋内照明・街路灯）、通信関係（電話・FAX） 音響関係、テレビ受信、架線、電柱、ハンドホール ② 内容 <ul style="list-style-type: none"> 照明器具の清掃、整備、不良球の取替 コンセント、スイッチ等不良品の取替 消耗品の取替、注油、小修理

業務名	概 要	内 容
機械設備の保守管理	機械設備の点検整備等を行う。	<p>[日常点検・整備]</p> <p>① 対象 エアコン（冷暖房運転）、換気設備（ロスナイ）、足湯ポンプ、ガス給湯器（4台）、ペレットストーブ（不使用時期：倉庫へ）、衛生器具（配管つまり）、ダクト（配管維持）</p> <p>② 内容 設備・器具・フィルターの清掃、整備、不良か所の取替、消耗品の取替、注油、小修理</p>
設置機器の保守管理	設置機器の点検整備等を行う。	<p>[日常点検・整備]</p> <p>① 対象 調理体験室の設置機器（調理器具等） 工芸室兼楽屋の設置機器（工作機器等）</p> <p>② 内容 機器の清掃、整備 消耗品の取替、注油、小修理</p>
工作物の保守管理	工作物の点検整備等を行う。	<p>[日常点検・整備]</p> <p>① 対象 インターロッキングブロック、視覚障害者誘導床材、アスファルト舗装、水路、側溝</p> <p>② 内容 清掃、取替、小修理</p>
自家用電気工作物の保守管理	自家用電気工作物を良好な状態に機能保全し、正常な運営を確保する。	<p>① 電気事業法その他関係法令に基づく電気工作物の総括管理</p> <p>② その他電気設備の保守管理等</p> <p>③ 点検（月次点検、年次点検）</p> <p>※ 湯来ロッジで一括管理（経費負担あり）</p>
給排水設備の保守管理	給排水設備の点検整備を行う。	<p>[日常点検・整備]</p> <p>① 各ポンプ用モーターの点検整備</p> <p>② 各配管系統の漏水等巡回点検整備</p> <p>③ パッキン類その他消耗品の取替、注油、小修理</p> <p>④ 給水栓における遊離残留塩素の検査</p>
消防用設備保守点検	消防法に基づく消防設備の点検を行う。	<p>交流体験館、屋外ステージ（自動火災報知機、誘導灯設備等）</p> <p>① 消防法第17条の3の3の規定による消防用設備等の保守点検</p> <p>② 内容（機器点検：6か月ごと、総合点検：1年ごと）</p>
自動ドア保守点検	装置の点検、整備、調整、小修繕を行う。	<p>設置箇所：4か所（交流体験館）</p> <p>① 起動本体及びモーターの点検整備</p> <p>② 制御器、制御スイッチ等の点検整備</p> <p>③ 起動スイッチの点検整備</p> <p>④ 吊り金具・ふれ止め機構等の点検整備</p> <p>⑤ 点検回数（年間4回：四半期ごと）</p>
足湯衛生管理	足湯内の塩素濃度を適正に保ち、カビ防除策等を行うなど衛生面の安全を確保する。	<p>[日常清掃：毎日]</p> <p>① 足湯の水抜き、清掃</p> <p>② 塩素濃度計測</p> <p>③ 足湯の湯張り</p>

業務名	概 要	内 容
足湯水質管理	足湯などの水質管理を行う。	公衆浴場法、広島県公衆浴場法施行条例、広島県公衆浴場法施行細則等、関係法令の規定を遵守し、常に望ましい水質を保つ。 ・ 点検回数（年間2回）
固形状一般廃棄物処理	施設内で収集・集積したごみ等を搬出し処理する。	施設内から排出される固形状一般廃棄物を収集・搬出し、指定の処理場へ運搬する。 ・ 週5日（月～金）
産業廃棄物処理	施設内から排出される産業廃棄物を処理する。	施設内から排出される産業廃棄物（蛍光灯などの有害ごみ）を収集・運搬・処分する。 ・ 週1回（土）
樹木管理	剪定、病害虫駆除剤散布、施肥などを行う。	中低木を対象に剪定、病害虫駆除、施肥などの保守管理を行う。 ① 剪定（約590m ³ ）年2回 ② 病害虫駆除（約630m ³ ）年3回 ③ 施肥（約620m ³ ）年2回
除草業務	雑草の除去などを行う。	中低木・地被類周りの手抜き除草、川岸遊歩道の除草などの保守管理を行う。 ① 中低木・地被類周り（約730m ³ ）年2回 ② 川岸遊歩道（約100m ³ ）年6回
芝生管理業務	芝生の除草、施肥などを行う。	交流体験広場、ステージ広場等の芝生の保守管理を行う。 ① 除草（約2,820m ³ ）年2回 ② 施肥（約2,820m ³ ）年2回

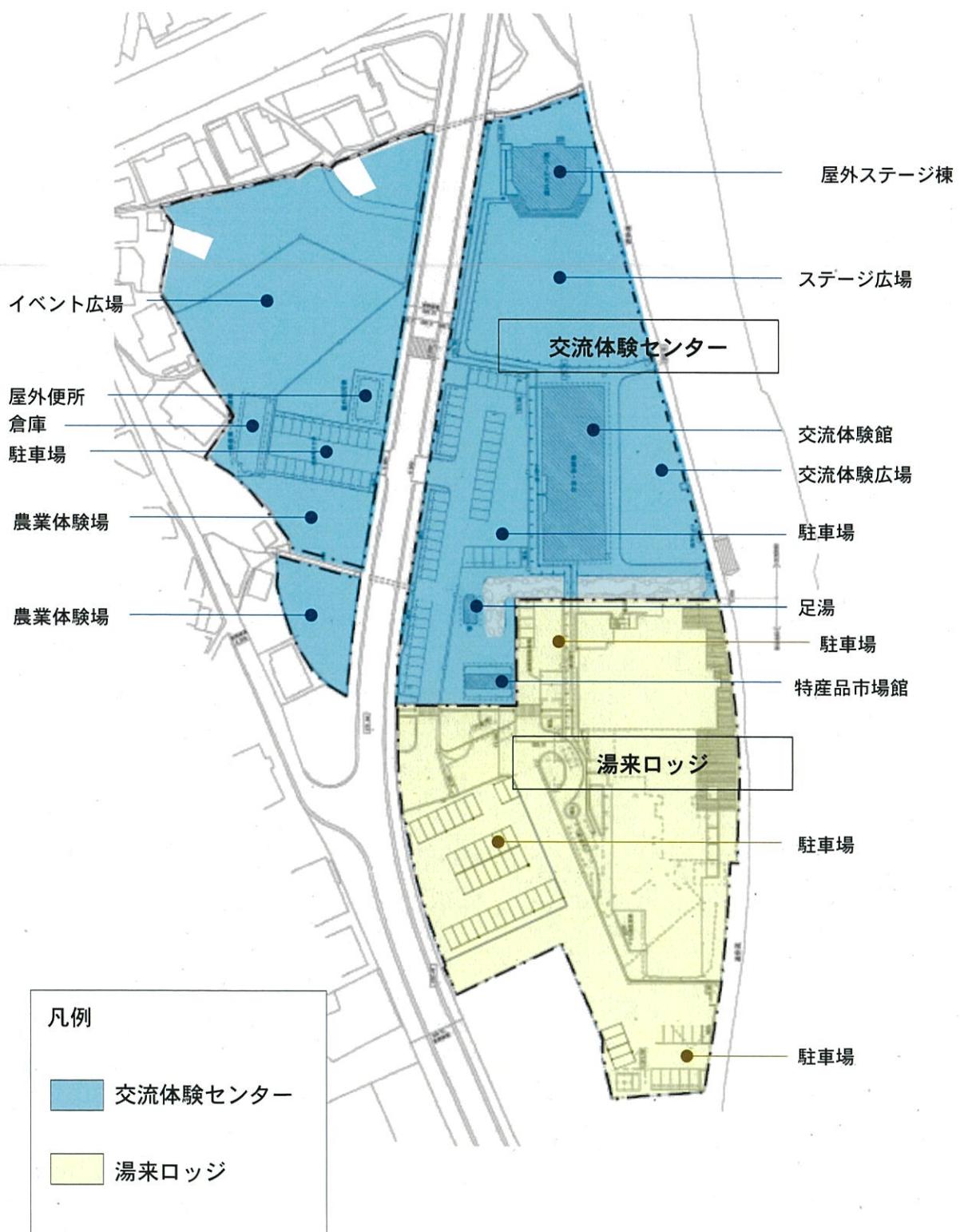
※ 湯来ロッジと湯来交流体験センターとの管理区分の境界は別図のとおり。

湯来ロッジと湯来交流体験センターとの調整事項は次表のとおり

項目	内 容	負担方法	備 考
電気料金	湯来ロッジにある高圧受変電設備（1か所）で電気を受け、交流体験センターへ送電するため、電気料金は、湯来ロッジに交流体験センター分も含め請求されます。そのため、湯来ロッジが交流体験センター分の電気料金の計算を行い、交流体験センターへ請求し、まとめて支払いをしてください。	交流体験センターの電気使用量は副メータにより確認できます。按分方法などの詳細は、施設間で調整してください。	農業体験場やイベント広場のある北側の施設に係る電気料金は、直接交流体験センターに請求されます。
自家用電気工作物の保守点検	自家用電気工作物の保守点検業務は、湯来ロッジで行うことになります。	電気使用料等を勘案し、施設間の負担割合を決めてください。	
駐車場の管理	駐車場は、施設の利用状況を踏まえ、施設間で相互利用を図ってください。	イベント情報の交換を行うなど、調整してください。	

※ 応募要領、業務仕様書等に記載のない事項についても、施設間で調整・連携し、利用者のサービス向上に努めてください。

湯来ロッジ及び交流体験センター配置図



指定管理者の業務実施状況の評価について

1 評価の目的

指定管理者の業務が適正・的確に実施されているか、市民サービスの向上が図られているかどうかを検証し、指定管理者に対して必要な指導等を行うとともに、指定管理者の取組意欲を高めることを目的とする。

2 対象施設、実施時期、公表方法

指定管理者制度を導入している全ての施設を対象として、年度終了後速やかに市が評価を行う。評価結果は、9月議会（常任委員会）に報告するとともに、ホームページ等により市民に公表する。

3 評価方法等

- (1) 指定管理者から提出された業務実施報告書、施設を利用する市民のアンケート調査等に基づき、以下の項目ごとに、優れている順にS～Dの評価を行う。
 - ① 業務の実施状況（協定書で示された事項が遵守されているかどうか）
 - ② 施設の利用状況（利用者数等の実績が市が定めた基準値と比較してどうか）
 - ③ 利用者の満足度（指定管理者のサービス内容等に満足している人及び満足していない人の割合がどうか）
- (2) 上記3項目の評価（目標利用者数等を定めていない施設にあっては、①及び③の2項目の評価）を踏まえ、5段階評価を行う。
- (3) 低評価（評価がC又はD）の施設については、指導等を行い、改善案の提示を求めるにより業務の改善を図る。

4 評価項目等

＜評価項目＞

項目	評価方法
(業務の実施状況)	
(1) 管理業務の実施状況	
ア 市民の平等利用の確保策の実施状況	○、×
イ 事業の実施状況	○、×
ウ 維持管理業務等の実施状況	○、×
(2) 指定管理料等の収支状況	○、×
(3) その他	
ア 利用者ニーズの把握及びそれを踏まえた管理運営の実施状況	○、×
イ 個人情報保護への対応状況	○、×
ウ 情報公開の実施状況	○、×
エ 緊急事態、不法行為等への対応状況	○、×
オ 苦情・要望への対応状況	○、×
カ 配置人員及び職員研修の実施状況等	○、×
キ 自己評価の実施状況	○、×
① 業務の実施状況	s, a, b, c, d
② 施設の利用状況	s, a, b, c, d
③ 利用者の満足度	s, a, b, c, d

各項目ごとに協定書等で示された事項が遵守されている場合を○、されていない場合は×とする

評価基準により評価

＜評価基準＞

項目	評価	基 準	点数
①業務の実施状況	s	全ての項目が○の場合	4点
	a	一つの項目で×がついたが、市の指導により、協定書で示された事項が遵守されていると認められる場合	2点
	b	複数の項目で×がついたが、市の指導により、協定書で示された事項が遵守されていると認められる場合	0点
	c	一つの項目で×がつき、市の指導によつても、協定書で示された事項が遵守されている場合に至っていない場合	▲2点
	d	複数の項目で×がつき、市の指導によつても、協定書で示された事項が遵守されている場合に至っていない場合	▲4点
②施設の利用状況	s	利用者数の実績が基準値の100%以上の場合	4点
	a	利用者数の実績が基準値の95%以上100%未満の場合	2点
	b	利用者数の実績が基準値の90%以上95%未満の場合	0点
	c	利用者数の実績が基準値の85%以上90%未満の場合	▲2点
	d	利用者数の実績が基準値の85%未満の場合	▲4点
③利用者の満足度	s	指定管理者のサービス内容等に対し満足している人の割合が8割以上の場合	4点
	a	指定管理者のサービス内容等に対し満足している人の割合が7割以上8割未満の場合	2点
	b	いずれの項目にも該当しない場合	0点
	c	指定管理者のサービス内容等に対し不満がある人が3割以上5割未満の場合	▲2点
	d	指定管理者のサービス内容等に対し不満がある人が5割以上の場合	▲4点

※ 災害・施設改修など指定管理者の責めによらない事由により施設を休・閉館した場合においては、利用者数等の実績は休・閉館した日数を考慮して補正した数値とする。

＜評価＞

上記「評価基準」の①、②、③の3項目の得点を合計し、S～Dの5段階評価を行う。ただし、目標利用者数等を定めていない施設は、②の評価は行わず、①、③の2項目の得点を合計し、5段階評価を行う。
〔3項目で評価する場合〕

評 価	合計得点	備 考
S (良好)	12点	
A (おおむね良好)	8, 10点	
B (普通)	2, 4, 6点	
C (改善を要する)	▲4, ▲2, 0点	指導を行い、改善案の提示を求める。
D (抜本的な改善を要する)	▲6点以下	厳重注意を行い、抜本的な改善策の提示を求める。

〔2項目で評価する場合〕

評 価	合計得点	備 考
S (良好)	8点	
A (おおむね良好)	6点	
B (普通)	2, 4点	
C (改善を要する)	▲2, 0点	指導を行い、改善案の提示を求める。
D (抜本的な改善を要する)	▲4点以下	厳重注意を行い、抜本的な改善策の提示を求める。

備品一覧表
1 湯来ロッジ及び湯の山温泉館

別表3

番号	備品整理番号	使用場所	品名	形状その他			取得年月日
1	4210003827	1階倉庫	保管庫	オカムラ	可動収納庫	5連2列	H21.10.9
2	4210003923	1階倉庫	傘袋装着器	ライオン	KP-99		H21.11.9
3	4210003652	1階リネン	棚	コクヨ	(1800+900)*900*1800	W=2.7	H21.10.7
4	4210003660	2階階段室倉庫	棚	コクヨ	(1800+1200)*600*1800	W=3.0	H21.10.7
5	4210004270	2階喫煙室	排煙器	山崎産業	喫煙テーブル		H21.11.20
6	4210004346	2階喫煙室	間仕切	ウチダ	システムウォールAN型		H21.10.19
7	4210003502	2階休息ホール	長椅子	天童木工	T-5837S		H21.10.22
8	4210003503	2階休息ホール	長椅子	天童木工	T-5837S		H21.10.22
9	4210003504	2階休息ホール	長椅子	天童木工	T-5837S		H21.10.22
10	4210003505	2階休息ホール	長椅子	天童木工	T-5837S		H21.10.22
11	4210003596	2階休息ホール	ベンチ	天童木工	T-3064		H21.10.22
12	4210003608	2階休息ホール	ベンチ	天童木工	T-3064		H22.1.7
13	4210003609	2階休息ホール	ベンチ	天童木工	T-3064		H22.1.7
14	4210003610	2階休息ホール	ベンチ	天童木工	T-3064		H22.1.7
15	4210003611	2階休息ホール	ベンチ	天童木工	T-3064		H22.1.7
16	4210003612	2階休息ホール	ベンチ	天童木工	T-3064		H22.1.7
17	4210003613	2階休息ホール	ベンチ	天童木工	T-3064		H22.1.7
18	4210003614	2階休息ホール	ベンチ	天童木工	T-3064		H22.1.7
19	4210003615	2階休息ホール	ベンチ	天童木工	T-3064		H22.1.7
20	4210003616	2階休息ホール	ベンチ	天童木工	T-3064		H22.1.7
21	4210003617	2階休息ホール	ベンチ	天童木工	T-3064		H22.1.7
22	4210003640	2階休息ホール	パンフレットスタンド	オカムラ	L959ECZ712		H22.1.7
23	4210003634	2階休息ホール	パンフレットスタンド	オカムラ	L959ECZ712		H21.10.28
24	4210003694	2階休息ホール	台	入浴受付カウンター			H21.10.22
25	4210003797	2階休息ホール	ロッカー	4508FR Z726			H21.10.16
26	4210003798	2階休息ホール	ロッカー	4508FR Z726			H21.10.16
27	4210003817	2階休息ホール	ロッカー	4576FR Z726			H21.10.16
28	5040002043	その他	自動販売機	NECマグナスロードミーティング用	BT-L352		R5.1.12
29	4210003654	2階リネン	棚	(1800*900*1800)*3	W=5.4		H21.10.7
30	4210004262	2階バントリー1	流し				H21.10.9
31	4210004064	2階バントリー10	製氷機				H21.10.9
32	4210004088	2階バントリー11	調理台				H21.10.9
33	4210004089	2階バントリー13	調理台				H21.10.9
34	4210004357	2階バントリー2	湯沸器				H21.10.9
35	4210004361	2階バントリー3	冷蔵庫				H21.10.9
36	4210003962	2階バントリー5	コーヒーメーカー				H21.10.9
37	4210004033	2階バントリー6	保温器				H21.10.9
38	4210004087	2階バントリー7	調理台				H21.10.9
39	4210003785	2階バントリー8	戸棚				H21.10.9
40	4210003786	2階バントリー8	戸棚				H21.10.9
41	4210004362	2階バントリー9	冷蔵庫				H21.10.9
42	4210003656	3階リネン	棚	(1800*2)*900*1800	W=3.6		H21.10.7
43	4210003655	3階リネン・階段下倉庫	棚	(1800+900)*1800*900*1800	W=4.5		H21.10.7
44	4210004138	宴会場	テレビ受像器	LC-46ES			H21.10.23
45	4210003658	階段下倉庫	棚	(1800*2)*600*1800	W=3.6		H21.10.7
46	4210003659	階段下倉庫	棚	(1800*2)*600*1800	W=3.6		H21.10.7
47	4210004137	休息室	テレビ受像器	LC-52ES			H21.10.23
48	4210003883	サニタリー	乾燥機	ED-60			H21.10.21
49	4210003885	サニタリー	乾燥機	ED-60			H21.10.21
50	4210003576	事務室	金庫	耐火金庫テンキー	115L		H21.10.15

番号	備品整理番号	使用場所	品名	形状その他	取得年月日
51	4210003577	事務室	金庫	耐火金庫テンキー170L	H21.10.15
52	4210003585	事務室	計数器	コインカウンター	H22.2.10
53	4210003828	事務室	保管庫	EW11H,A313,B1	H21.10.15
54	4210003829	事務室	ロッカー	表面スライド3段キャビ*2	H21.10.15
55	4210003831	事務室	保管庫	EW11H,11TSB1	H21.10.15
56	4210003833	事務室	保管庫	3枚引違い戸木天板	H21.10.15
57	4210003834	事務室	保管庫	3枚引違い戸木天板	H21.10.15
58	4210003835	事務室	保管庫	3枚引違い戸木天板	H21.10.15
59	4210003880	事務室	映写スクリーン	100インチ用	H21.10.15
60	4210004341	事務室	間仕切	L型 3.6*1.6	H21.10.6
61	4310002998	事務室	パソコン用コンピュータ	V330 81AX015KJP	R1.7.23
62	4310002999	事務室	パソコン用コンピュータ	V330 81AX015KJP	R1.7.23
63	4310003000	事務室	パソコン用コンピュータ	V330 81AX015KJP	R1.7.23
64	4310003001	事務室	パソコン用コンピュータ	V330 81AX015KJP	R1.7.23
65	4210004342	事務室	間仕切	L型 3.1*3.2	H21.10.6
66	4210003661	事務室倉庫	棚	1800*600*2100 W=1.8	H21.10.7
67	4210003696	宿泊室(バリアフリー)109	台	テレビ台	H21.10.22
68	4210004135	宿泊室(バリアフリー)109	テレビ受像器	LC32E5	H21.10.20
69	4210004213	宿泊室(バリアフリー)109	テーブル	ナイトテーブル	H21.10.22
70	4210004214	宿泊室(バリアフリー)109	テーブル	ナイトテーブル	H21.10.22
71	4210003847	その他	回収箱	ダストボックスSDB100	H21.10.29
72	4210003848	その他	回収箱	ダストボックスSDB100	H21.10.29
73	4210003849	その他	回収箱	ダストボックスSDB100	H21.10.29
74	4210003850	その他	回収箱	ダストボックスSDB150	H21.10.29
75	4210003865	その他	洗浄機	高圧洗浄機HD4/8C	H21.10.22
76	4210004302	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
77	4210004303	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
78	4210004304	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
79	4210004305	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
80	4210004306	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
81	4210004307	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
82	4210004308	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
83	4210004309	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
84	4210004310	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
85	4210004311	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
86	4210004312	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
87	4210004313	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
88	4210004314	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
89	4210004315	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
90	4210004316	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
91	4210004317	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
92	4210004318	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
93	4210004319	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
94	4210004320	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
95	4210004321	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
96	4210004322	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
97	4210004323	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
98	4210004324	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
99	4210004325	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19
100	4210004326	その他	フラワーボックス	キングプランター	H22.2.19

番号	備品整理番号	使用場所	品名	形状その他		取得年月日
101	4210004327	その他	フラワーボックス	キングプランター		H22.2.19
102	4210004328	その他	フラワーボックス	キングプランター		H22.2.19
103	4210004329	その他	フラワーボックス	キングプランター		H22.2.19
104	4210004330	その他	フラワーボックス	キングプランター		H22.2.19
105	4210004389	その他	除雪機	除雪機HSM1390ij		H22.1.25
106	4210004406	その他	バス	XZB50M-ZRTNV	広島200さ1027	H21.11.30
107	5040001361	その他	乗用車	マツダ2		R4.11.24
108	4310006086	その他	置物	置物(レバーハンドルオブジェ)電		R1.11.1
109	5020004388	その他	置物	カーブダック(アルミオブジェ)ホーム		R2.11.26
110	4210004136	大浴場(サウナ)	テレビ受像器	LC32E5		H21.10.20
111	4210003806	脱衣室 奥	ロッカー	更衣室	2列4段	H21.10.16
112	4210003807	脱衣室 奥	ロッカー	更衣室	2列4段	H21.10.16
113	4210003808	脱衣室 奥	ロッカー	更衣室	2列4段	H21.10.16
114	4210003809	脱衣室 奥	ロッカー	更衣室	2列4段	H21.10.16
115	4210003810	脱衣室 奥	ロッカー	更衣室	2列4段	H21.10.16
116	4210003811	脱衣室 奥	ロッカー	更衣室	2列4段	H21.10.16
117	4210003812	脱衣室 奥	ロッカー	更衣室	2列4段	H21.10.16
118	4210003815	脱衣室 奥	ロッカー	更衣室	2列5段	H21.10.16
119	4210003816	脱衣室 奥	ロッカー	更衣室	2列5段	H21.10.16
120	4210003929	脱衣室 奥	給湯給水器	ウォーターサーバー		H21.11.4
121	4210003799	脱衣室 手前	ロッカー	更衣室	2列4段	H21.10.16
122	4210003800	脱衣室 手前	ロッカー	更衣室	2列4段	H21.10.16
123	4210003801	脱衣室 手前	ロッカー	更衣室	2列4段	H21.10.16
124	4210003802	脱衣室 手前	ロッカー	更衣室	2列4段	H21.10.16
125	4210003803	脱衣室 手前	ロッカー	更衣室	2列4段	H21.10.16
126	4210003804	脱衣室 手前	ロッカー	更衣室	2列4段	H21.10.16
127	4210003805	脱衣室 手前	ロッカー	更衣室	2列4段	H21.10.16
128	4210003813	脱衣室 手前	ロッカー	更衣室	2列5段	H21.10.16
129	4210003814	脱衣室 手前	ロッカー	更衣室	2列5段	H21.10.16
130	4210003928	脱衣室 手前	給湯給水器	ウォーターサーバー		H21.11.4
131	3560001800	多目的ホール	アンプ	アンプ		H20.4.25
132	4210003912	多目的ホール	プロジェクター	CPX5J		H21.10.6
133	4210003951	多目的ホール	組立ステージ	KF-16NN		H21.10.30
134	4210003952	多目的ホール	組立ステージ	KF-16NN		H21.10.30
135	4210003953	多目的ホール	組立ステージ	KF-16NN		H21.10.30
136	4210003954	多目的ホール	組立ステージ	KF-16NN		H21.10.30
137	4210003955	多目的ホール	組立ステージ	KF-16NN		H21.10.30
138	4210003956	多目的ホール	組立ステージ	KF-16NN		H21.10.30
139	4210003957	多目的ホール	組立ステージ	KF-16NN		H21.10.30
140	4210003958	多目的ホール	組立ステージ	KF-16NN		H21.10.30
141	4210003959	多目的ホール	組立ステージ	KF-16NN		H21.10.30
142	4210003593	多目的ホール前廊下	ベンチ	T-3064		H21.10.22
143	4210003594	多目的ホール前廊下	ベンチ	T-3064		H21.10.22
144	4210003595	多目的ホール前廊下	ベンチ	T-3064		H21.10.22
145	3610001516	控え室	演台	演台・大		H20.4.1
146	3610001517	控え室	演台	演台・中		H20.4.1
147	4210003627	控え室	書架	VGR-07Z,VGR-B1,VG-LT1	900×450	H21.10.15
148	4210003840	控え室	保管庫	EW-11H,EW-11TS,EW-B1	900×450	H21.10.15
149	4210003841	控え室	保管庫	EW-11H,EW-11TS,EW-B1	900×450	H21.10.15
150	4210003842	控え室	保管庫	EW-11H,EW-11TS,EW-B1	900×450	H21.10.15

番号	備品整理番号	使用場所	品名	形状その他			取得年月日
151	4210003843	控え室	保管庫	EW-11H,EW-11TS,EW-B1	900×450		H21.10.15
152	4210003844	控え室	保管庫	EW-11H,EW-11TS,EW-B1	900×450		H21.10.15
153	4210004028	控え室	食器保管庫	OK-36MS	900×450		H21.10.15
154	4210004122	控え室	テレビ受像器	26A800			H21.10.14
155	4210004141	控え室	テープレコーダー	DVRBZ130			H21.10.20
156	4210004403	フロント	台車	パッケージカート			H21.10.23
157	4210004404	フロント	台車	パッケージカート			H21.10.23
158	4210004405	フロント	台車	パッケージカート			H21.10.23
159	4210003506	浴室・サウナ・露天風呂	安楽椅子	デッキチェア			H21.10.22
160	4210003507	浴室・サウナ・露天風呂	安楽椅子	デッキチェア			H21.10.22
161	4210004409	リネン室	ワゴン車	補充用ワゴン			H21.10.22
162	4210004410	リネン室	ワゴン車	補充用ワゴン			H21.10.22
163	4210004411	リネン室	ワゴン車	補充用ワゴン			H21.10.22
164	4210003695	レストラン	レジカウンター				H21.10.22
165	4210003771	レストラン	衝立				H21.11.18
166	4210003772	レストラン	衝立				H21.11.18
167	4210003773	レストラン	衝立				H21.11.18
168	4210003774	レストラン	衝立				H21.11.18
169	4210003775	レストラン	衝立				H21.11.18
170	4210003776	レストラン	衝立				H21.11.18
171	4210004176	レストラン	テーブル				H21.10.22
172	4210004177	レストラン	テーブル				H21.10.22
173	4210004178	レストラン	テーブル				H21.10.22
174	4210004179	レストラン	テーブル				H21.10.22
175	4210004180	レストラン	テーブル				H21.10.22
176	4210004181	レストラン	テーブル				H21.10.22
177	4210004196	レストラン	テーブル				H21.10.22
178	4210004197	レストラン	テーブル				H21.10.22
179	4210004198	レストラン	テーブル				H21.10.22
180	4210004199	レストラン	テーブル				H21.10.22
181	4210004200	レストラン	テーブル				H21.10.22
182	4210004201	レストラン	テーブル				H21.10.22
183	4210004202	レストラン	テーブル				H21.10.22
184	4210004203	レストラン	テーブル				H21.10.22
185	4210004204	レストラン	テーブル				H21.10.22
186	4210004363	レストラン	冷蔵庫				H21.10.9
187	4210003536	ロビー・ラウンジ等(1F)	ソファー	T-3160	2人掛け		H21.10.22
188	4210003537	ロビー・ラウンジ等(1F)	ソファー	T-5451	1人掛け		H21.10.22
189	4210003538	ロビー・ラウンジ等(1F)	ソファー	T-5452	3人掛け		H21.10.22
190	4210003539	ロビー・ラウンジ等(1F)	ソファー	T-5451	1人掛け		H21.12.4
191	4210003540	ロビー・ラウンジ等(1F)	ソファー	T-3166	2人掛け		H21.12.4
192	4210003541	ロビー・ラウンジ等(1F)	ソファー	T-5452	3人掛け		H21.12.4
193	4210003542	ロビー・ラウンジ等(1F)	応答電話装置	公衆電話PでれいんII			H21.10.27
194	4210003591	ロビー・ラウンジ等(1F)	ベンチ	T-3064			H21.10.22
195	4210003592	ロビー・ラウンジ等(1F)	ベンチ	T-3064			H21.10.22
196	4210003607	ロビー・ラウンジ等(1F)	ベンチ	ベンチ			H22.1.7
197	4210003638	ロビー・ラウンジ等(1F)	パンフレットスタンド	L959ECZ712			H22.1.7
198	4210003639	ロビー・ラウンジ等(1F)	パンフレットスタンド	L959ECZ712			H22.1.7
199	4210003676	ロビー・ラウンジ等(1F)	棚	ショーズボックス	3列6段		H21.10.13
200	4210003677	ロビー・ラウンジ等(1F)	棚	ショーズボックス	3列4段		H21.10.13

番号	備品整理番号	使用場所	品名	形状その他			取得年月日
201	4210003693	ロビー・ラウンジ等(1F)	台	T-2638			H21.10.22
202	4210003818	ロビー・ラウンジ等(1F)	ロッカー	リターン式コインロッカー			H21.10.16
203	4210003819	ロビー・ラウンジ等(1F)	ロッカー	リターン式コインロッカー			H21.10.16
204	4210003820	ロビー・ラウンジ等(1F)	ロッカー	リターン式コインロッcker			H21.10.16
205	4210003822	ロビー・ラウンジ等(1F)	ロッカー	リターン式コインロッcker			H21.10.16
206	4210004159	ロビー・ラウンジ等(1F)	テーブル	T-2461N			H21.12.4
207	4210004343	ロビー・ラウンジ等(1F)	間仕切(玄関横)	両端壁中央引戸窓付	W=3.4		H21.10.6
208	4210004344	ロビー・ラウンジ等(1F)	間仕切(玄関横)		W=1.0 H=1.9		H21.10.6
209	4280003376	ロビー・ラウンジ等(1F)	自動体外式除細動器	ハートスタートHS-1			H28.11.25
210	3610001586	ロビー・ラウンジ等(1F)	壺	有田焼大壺			H20.4.25
211	3620002205	事務室	ロッカー	3人用			H20.4.1
212	3620002206	事務室	ロッカー	3人用			H20.4.1
213	3620002207	事務室	ロッカー	3人用			H20.4.1
214	3620002208	事務室	ロッカー	3人用			H20.4.1
215	3620002209	事務室	ロッカー	3人用			H20.4.1
216	3620002210	事務室	ロッカー	3人用			H20.4.1
217	3620002211	事務室	ロッカー	3人用			H20.4.1
218	3620002212	事務室	ロッカー	4人用			H20.4.1
219	3620002213	事務室	ロッカー	4人用			H20.4.1
220	4210003830	事務室	保管庫	EW11H,11TS			H21.10.15
221	4210003832	事務室	保管庫	EW11TG,11TSB1			H21.10.15
222	4210003967	宿泊室(洋室)105	寝台	ファンクションA	親ベッド		H21.10.8
223	4210003968	宿泊室(洋室)105	寝台	ファンクションA	親ベッド		H21.10.8
224	4210003987	宿泊室(洋室)105	寝台	ファンクションA	子ベッド		H21.10.8
225	4210004114	宿泊室(洋室)105	テレビ受像器	26A800			H21.10.14
226	4210004205	宿泊室(洋室)105	テーブル	ナイトテーブル			H21.10.22
227	4210003969	宿泊室(洋室)106	寝台	ファンクションA	親ベッド		H21.10.8
228	4210003970	宿泊室(洋室)106	寝台	ファンクションA	親ベッド		H21.10.8
229	4210003988	宿泊室(洋室)106	寝台	ファンクションA	子ベッド		H21.10.8
230	4210004115	宿泊室(洋室)106	テレビ受像器	26A800			H21.10.14
231	4210004206	宿泊室(洋室)106	テーブル	ナイトテーブル			H21.10.22
232	4210003971	宿泊室(洋室)107	寝台	ファンクションA	親ベッド		H21.10.8
233	4210003972	宿泊室(洋室)107	寝台	ファンクションA	親ベッド		H21.10.8
234	4210003989	宿泊室(洋室)107	寝台	ファンクションA	子ベッド		H21.10.8
235	4210004116	宿泊室(洋室)107	テレビ受像器	26A800			H21.10.14
236	4210004207	宿泊室(洋室)107	テーブル	ナイトテーブル			H21.10.22
237	4210003973	宿泊室(洋室)108	寝台	ファンクションA	親ベッド		H21.10.8
238	4210003974	宿泊室(洋室)108	寝台	ファンクションA	親ベッド		H21.10.8
239	4210003990	宿泊室(洋室)108	寝台	ファンクションA	子ベッド		H21.10.8
240	4210004117	宿泊室(洋室)108	テレビ受像器	26A800			H21.10.14
241	4210004208	宿泊室(洋室)108	テーブル	ナイトテーブル			H21.10.22
242	4210003975	宿泊室(洋室)109	寝台	ファンクションA	親ベッド		H21.10.8
243	4210003976	宿泊室(洋室)109	寝台	ファンクションA	親ベッド		H21.10.8
244	4210003977	宿泊室(洋室)109	寝台	ファンクションA	親ベッド		H21.10.8
245	4210003978	宿泊室(洋室)109	寝台	ファンクションA	親ベッド		H21.10.8
246	4210003991	宿泊室(洋室)109	寝台	ファンクションA	子ベッド		H21.10.8
247	4210003992	宿泊室(洋室)109	寝台	ファンクションA	子ベッド		H21.10.8
248	4210003979	宿泊室(洋室)201	寝台	ファンクションA	親ベッド		H21.10.8
249	4210003980	宿泊室(洋室)201	寝台	ファンクションA	親ベッド		H21.10.8
250	4210003993	宿泊室(洋室)201	寝台	ファンクションA	子ベッド		H21.10.8

番号	備品整理番号	使用場所	品名	形状その他	取得年月日
251	4210004118	宿泊室(洋室)201	テレビ受像器	26A800	H21.10.14
252	4210004209	宿泊室(洋室)201	テーブル	ナイトテーブル	H21.10.22
253	4210003981	宿泊室(洋室)202	寝台	ファンクションA:親ベッド	H21.10.8
254	4210003982	宿泊室(洋室)202	寝台	ファンクションA:親ベッド	H21.10.8
255	4210003994	宿泊室(洋室)202	寝台	ファンクションA:子ベッド	H21.10.8
256	4210004119	宿泊室(洋室)202	テレビ受像器	26A800	H21.10.14
257	4210004210	宿泊室(洋室)202	テーブル	ナイトテーブル	H21.10.22
258	4210003983	宿泊室(洋室)301	寝台	ファンクションA:親ベッド	H21.10.8
259	4210003984	宿泊室(洋室)301	寝台	ファンクションA:親ベッド	H21.10.8
260	4210003995	宿泊室(洋室)301	寝台	ファンクションA:子ベッド	H21.10.8
261	4210004120	宿泊室(洋室)301	テレビ受像器	26A800	H21.10.14
262	4210004211	宿泊室(洋室)301	テーブル	ナイトテーブル	H21.10.22
263	4210003985	宿泊室(洋室)302	寝台	ファンクションA:親ベッド	H21.10.8
264	4210003986	宿泊室(洋室)302	寝台	ファンクションA:親ベッド	H21.10.8
265	4210003996	宿泊室(洋室)302	寝台	ファンクションA:子ベッド	H21.10.8
266	4210004121	宿泊室(洋室)302	テレビ受像器	26A800	H21.10.14
267	4210004212	宿泊室(洋室)302	テーブル	ナイトテーブル	H21.10.22
268	4210003697	宿泊室(和室)101	台	テレビ台 W1,200*D330*H250	H21.11.13
269	4210004123	宿泊室(和室)101	テレビ受像器	LC32E5	H21.10.20
270	4210003698	宿泊室(和室)102	台	テレビ台 W1,200*D330*H250	H21.11.13
271	4210004124	宿泊室(和室)102	テレビ受像器	LC32E5	H21.10.20
272	4210003699	宿泊室(和室)103	台	テレビ台 W1,200*D330*H250	H21.11.13
273	4210004125	宿泊室(和室)103	テレビ受像器	LC32E5	H21.10.20
274	4210003700	宿泊室(和室)104	台	テレビ台 W1,200*D330*H250	H21.11.13
275	4210004126	宿泊室(和室)104	テレビ受像器	LC32E5	H21.10.20
276	4210003701	宿泊室(和室)203	台	テレビ台 W1,200*D330*H250	H21.11.13
277	4210004127	宿泊室(和室)203	テレビ受像器	LC32E5	H21.10.20
278	4210003702	宿泊室(和室)204	台	テレビ台 W1,200*D330*H250	H21.11.13
279	4210004128	宿泊室(和室)204	テレビ受像器	LC32E5	H21.10.20
280	4210003703	宿泊室(和室)205	台	テレビ台 W1,200*D330*H250	H21.11.13
281	4210004129	宿泊室(和室)205	テレビ受像器	LC32E5	H21.10.20
282	4210003704	宿泊室(和室)206	台	テレビ台 W1,200*D330*H250	H21.11.13
283	4210004130	宿泊室(和室)206	テレビ受像器	LC32E5	H21.10.20
284	4210003705	宿泊室(和室)303	台	テレビ台 W1,200*D330*H250	H21.11.13
285	4210004131	宿泊室(和室)303	テレビ受像器	LC32E5	H21.10.20
286	4210003706	宿泊室(和室)304	台	テレビ台 W1,200*D330*H250	H21.11.13
287	4210004132	宿泊室(和室)304	テレビ受像器	LC32E5	H21.10.20
288	4210003707	宿泊室(和室)305	台	テレビ台 W1,200*D330*H250	H21.11.13
289	4210004133	宿泊室(和室)305	テレビ受像器	LC32E5	H21.10.20
290	4210003708	宿泊室(和室)306	台	テレビ台 W1,200*D330*H250	H21.11.13
291	4210004134	宿泊室(和室)306	テレビ受像器	LC32E5	H21.10.20
292	4210004359	厨房(プレハブ)4	冷蔵庫		H21.9.15
293	4210004379	厨房(プレハブ)4	冷凍庫		H21.9.15
294	4210004100	厨房(プレハブ)6	調理台		H21.10.9
295	4210003673	厨房(レストラン配膳)	棚		H21.10.9
296	4210004041	厨房(レストラン配膳)	食品保温器		H21.10.9
297	4210004042	厨房(レストラン配膳)	食品保温器		H21.10.9
298	4210004045	厨房(レストラン配膳)	食品保温器		H21.10.15
299	4210004046	厨房(レストラン配膳)	食品保温器		H21.10.15
300	4210004047	厨房(レストラン配膳)	食品保温器		H21.10.15

番号	備品整理番号	使用場所	品名	形状その他	取得年月日
301	4210004352	厨房(レストラン配膳)54	ジューサー		H21.10.9
302	4210004090	厨房(レストラン配膳)55	調理台		H21.10.9
303	4210004091	厨房(レストラン配膳)55	調理台		H21.10.9
304	4210004092	厨房(レストラン配膳)55	調理台		H21.10.9
305	4210004078	厨房(レストラン配膳)56	調理機		H21.10.9
306	4210004093	厨房(レストラン配膳)57	調理台		H21.10.9
307	4210004094	厨房(レストラン配膳)58	調理台		H21.10.9
308	4210004095	厨房(レストラン配膳)58	調理台		H21.10.9
309	4210004096	厨房(レストラン配膳)61	調理台		H21.10.9
310	4210004097	厨房(レストラン配膳)61	調理台		H21.10.9
311	4210004339	厨房(レストラン配膳)63	保冷庫		H21.10.9
312	4210004347	厨房(下処理室)	ミキサー		H21.10.15
313	4210004380	厨房(下処理室)1	冷凍庫		H21.10.9
314	4210004065	厨房(下処理室)10	製氷機		H21.10.9
315	4210004381	厨房(下処理室)11	冷凍庫		H21.10.9
316	4210004364	厨房(下処理室)12	冷凍庫		H21.10.9
317	4210003965	厨房(下処理室)13	包丁まな板殺菌庫		H21.10.9
318	4210004264	厨房(下処理室)14	流し		H21.10.9
319	4210004265	厨房(下処理室)14	流し		H21.10.9
320	4210004266	厨房(下処理室)15	流し		H21.10.9
321	4210004267	厨房(下処理室)15	流し		H21.10.9
322	4210003787	厨房(下処理室)16	戸棚		H21.10.9
323	4210003788	厨房(下処理室)16	戸棚		H21.10.9
324	4210004268	厨房(下処理室)17	流し		H21.10.9
325	4210004365	厨房(下処理室)18	冷蔵庫		H21.10.9
326	4210004146	厨房(下処理室)19	テーブル		H21.10.9
327	4210004263	厨房(下処理室)2	流し		H21.10.9
328	4210004366	厨房(下処理室)20	冷蔵庫		H21.10.9
329	4210004098	厨房(下処理室)21	調理台		H21.10.9
330	4210004099	厨房(下処理室)22	調理台		H21.10.9
331	4210004101	厨房(下処理室)22	調理台		H21.10.9
332	4210004102	厨房(下処理室)22	調理台		H21.10.9
333	4210004257	厨房(下処理室)22	電子レンジ		H21.10.22
334	4210003789	厨房(下処理室)23	戸棚		H21.10.9
335	4210003790	厨房(下処理室)23	戸棚		H21.10.9
336	4210003791	厨房(下処理室)23	戸棚		H21.10.9
337	4210004269	厨房(下処理室)24	流し		H21.10.9
338	4210003674	厨房(下処理室)3	棚		H21.10.9
339	4210003675	厨房(下処理室)3	棚		H21.10.9
340	4210004358	厨房(下処理室)43	湯沸器		H21.10.9
341	4210003963	厨房(下処理室)44	コーヒーメーカー		H21.10.9
342	4210004147	厨房(下処理室)48	テーブル		H21.10.9
343	4210004258	厨房(下処理室)48	電子レンジ		H21.10.22
344	4210004353	厨房(下処理室)48	ジューサー		H21.10.15
345	4210004066	厨房(下処理室)49	製氷機		H21.10.9
346	4210004367	厨房(下処理室)50	冷蔵庫		H21.10.9
347	4210003792	厨房(下処理室)51	戸棚		H21.10.9
348	4210003793	厨房(下処理室)51	戸棚		H21.10.9
349	4210003584	厨房(下処理室)52	キャビネット		H21.10.9
350	4210004340	厨房(下処理室)53	保冷庫		H21.10.9

番号	備品整理番号	使用場所	品名	形状その他	取得年月日
351	4210003583	厨房(調理室)	キャビネット		H21.10.9
352	4210003966	厨房(調理室)	包丁まな板殺菌庫		H21.10.9
353	4210004360	厨房(調理室)18	冷蔵庫		H21.10.9
354	4210004084	厨房(調理室)21	調理台		H21.10.9
355	4210004085	厨房(調理室)21	調理台		H21.10.9
356	4210004086	厨房(調理室)21	調理台		H21.10.9
357	4210003783	厨房(調理室)23	戸棚		H21.10.9
358	4210003784	厨房(調理室)23	戸棚		H21.10.9
359	4210004030	厨房(調理室)25	食品保温器		H21.10.9
360	4210004031	厨房(調理室)25	食品保温器		H21.10.9
361	4210004032	厨房(調理室)26	食品保温器		H21.10.9
362	4210003579	厨房(調理室)27	キャビネット		H21.10.9
363	4210003580	厨房(調理室)27	キャビネット		H21.10.9
364	4210003581	厨房(調理室)27	キャビネット		H21.10.9
365	4210003582	厨房(調理室)27	キャビネット		H21.10.9
366	4210004259	厨房(調理室)28	流し		H21.10.9
367	4210004260	厨房(調理室)28	流し		H21.10.9
368	4210004079	厨房(調理室)29	電磁調理器		H21.10.9
369	4210004080	厨房(調理室)29	電磁調理器		H21.10.9
370	4210004143	厨房(調理室)30	テーブル		H21.10.9
371	4210003964	厨房(調理室)31	魚焼器		H21.10.9
372	4210004048	厨房(調理室)32	電気炊飯器		H21.10.9
373	4210004049	厨房(調理室)32	電気炊飯器		H21.10.9
374	4210004144	厨房(調理室)33	テーブル		H21.10.9
375	4210003914	厨房(調理室)34	焼灼機		H21.10.9
376	4210004301	厨房(調理室)35	フライヤー		H21.10.9
377	4210003924	厨房(調理室)36	ヒートランプウォーマー		H21.10.9
378	4210003925	厨房(調理室)36	ヒートランプウォーマー		H21.10.9
379	4210004075	厨房(調理室)39	調理機		H21.10.9
380	4210004076	厨房(調理室)40	調理機		H21.10.9
381	4210004077	厨房(調理室)40	調理機		H21.10.9
382	4210004261	厨房(調理室)41	流し		H21.10.9
383	4210003872	厨房(調理室)64	作業台		H21.10.9
384	4210004027	厨房(調理室)67	食器洗浄機		H21.10.9
385	4210003873	厨房(調理室)68	作業台		H21.10.9
386	4210003919	厨房(調理室)69	電気温水機		H21.10.9
387	4210003663	厨房(調理室)7	棚		H21.10.9
388	4210003664	厨房(調理室)7	棚		H21.10.9
389	4210003665	厨房(調理室)7	棚		H21.10.9
390	4210003666	厨房(調理室)7	棚		H21.10.9
391	4210004082	厨房(調理室)9	調理台		H21.10.9
392	4210004083	厨房(調理室)9	調理台		H21.10.9
393	4210003588	売店	計算機		H21.10.22
394	4210003681	売店	棚		H21.10.22
395	4210003682	売店	棚		H21.10.22
396	4210003683	売店	棚		H21.10.22
397	4210003684	売店	棚		H21.10.22
398	4210003685	売店	棚		H21.10.22
399	4210003686	売店	棚		H21.10.22
400	4210003687	売店	棚		H21.10.22

番号	備品整理番号	使用場所	品名	形状その他	取得年月日
401	4210003688	売店	棚		H21.10.22
402	4210003689	売店	棚		H21.10.22
403	4210003690	売店	棚		H21.10.22
404	4210003691	売店	棚		H21.10.22
405	4210004369	売店	冷蔵庫		H21.10.22
406	4210004370	売店	冷蔵庫		H21.10.22
407	4210003624	湯の山温泉館	ベンチ	PF-MC15NN	H22.3.10
408	4210003625	湯の山温泉館	ベンチ	PF-MC15NN	H22.3.10
409	4210003626	湯の山温泉館	ベンチ	PF-MC15NN	H22.3.10
410	4210004140	湯の山温泉館	テレビ受像器	LC42DS6	H21.10.20
411	4280003377	湯の山温泉館	自動体外式除細動器	ハートスターHS-1+	H28.11.25
412	4210003897	湯の山温泉館	除湿機	日立 RK-NP08PV	H22.3.10
413	4310006085	湯の山温泉館	置物	温泉かわせん(山のオブジェ)赤	R1.11.1
414	5030003061	湯の山温泉館	ロッカー	neo-5W	R3.9.30
415	5030003061	湯の山温泉館	ロッカー	neo-5W	R3.9.30
416	5030003061	湯の山温泉館	ロッカー	neo-5W	R3.9.30
417	5030003061	湯の山温泉館	ロッカー	neo-5W	R3.9.30
418	5030003061	湯の山温泉館	ロッカー	neo-5W	R3.9.30
419	5030003061	湯の山温泉館	ロッカー	neo-5W	R3.9.30
420	5030003061	湯の山温泉館	ロッカー	neo-5W	R3.9.30
421	5030003061	湯の山温泉館	ロッカー	neo-5W	R3.9.30

2 湯来交流体験センター

番号	備品整理番号	使用場所	品名	形状その他		取得年月日
1	4210003777	会議室	展示版	オカムラ	展示パネル 10枚	H21.10.16
2	4210003913	会議室	プロジェクター	日立	CPX5J	H21.10.6
3	4310007004	会議室	プロジェクター	エプソン	EB-W05	R2.3.16
4	4210004394	会議室	台車	ライオン	LS17 テーブルポーター	H21.10.15
5	4210004398	会議室	台車	オカムラ	展示パネル用台車	H21.10.16
6	4210003543	工芸室	アンプ		ワゴンアンプ	H21.10.5
7	4210003647	工芸室倉庫1	棚	コクヨ	KWM2118K04T	H21.10.7
8	4210003648	工芸室倉庫1	棚	コクヨ	KWM2118K04T	H21.10.7
9	4210003864	工芸室倉庫2	切断機	マキタ	卓上丸鋸LS0716FL	H22.2.19
10	4210004396	工芸室倉庫2	台車	オカムラ	ワゴン	H21.10.16
11	4210004397	工芸室倉庫2	台車	オカムラ	ワゴン	H21.10.16
12	4210003821	交流サロン	ロッカー	オカムラ	リターン式コインロッカー	H21.10.16
13	4210003823	交流サロン	ロッカー	オカムラ	リターン式コインロッcker	H21.10.16
14	4210003824	交流サロン	ロッcker	オカムラ	リターン式コインロッcker	H21.10.16
15	4210003825	交流サロン	ロッcker	オカムラ	リターン式コインロッcker	H21.10.16
16	4210003826	交流サロン	ロッcker	オカムラ	リターン式コインロッcker	H21.10.16
17	4210003904	交流サロン	台	ウチダ	テレビ台 46型テレビ用	H21.10.15
18	4210004139	交流サロン	テレビ受像器	シャープ	LC46ES	H21.10.20
19	4280003378	交流サロン	自動体外式除細動器	フクダ電子	ハートスタートHS-1+	H28.11.25
20	4280006727	交流サロン	ベンチ	背もたれ付ベンチ(木製)		H29.3.31
21	4210003632	交流サロン	パンフレットスタンド	オカムラ	L959EC-Z712	H21.10.28
22	5020004389	交流サロン	置物	カーブダック(アヒルオブジエ)ビジャー		R2.11.26
23	4210003578	事務室	金庫	ウチダ	耐火金庫ダイヤル式	H21.10.15
24	4210003633	事務室	パンフレットスタンド	オカムラ	L959EC-Z712	H21.10.28
25	4210003635	事務室	パンフレットスタンド	オカムラ	L959EC-Z712	H21.10.28
26	4210003636	事務室	パンフレットスタンド	オカムラ	L959EC-Z712	H21.10.28
27	4210003637	事務室	パンフレットスタンド	オカムラ	L959EC-Z712	H21.10.28
28	4210003680	事務室	棚	オカムラ	コンテナラックケース	H21.10.16
29	4210003836	事務室	保管庫	ライオン	EW311D90NT	H21.10.15
30	4210003837	事務室	保管庫	ライオン	EW311D90NT	H21.10.15
31	4210003838	事務室	保管庫	ライオン	EW-21H	H21.10.15
32	4210003839	事務室	保管庫	ライオン	EW-11FG11S	H21.10.15
33	4210003858	事務室	電子複写機	キャノン	iRC 複合機	H21.11.30
34	4210004142	事務室	テープレコーダー	三菱	DVRBZ130	H21.10.20
35	4210004345	事務室	間仕切	オカムラ	ローバーテーション	H21.10.6
36	4210004376	事務室	電気冷蔵庫	シャープ	SJ29RS	H21.10.20
37	4310003003	事務室	パーソナルコンピュータ	V330	81AX015KJP	R1.7.23
38	4310003005	事務室	パーソナルコンピュータ	V330	81AX015KJP	R1.7.23
39	5030007741	事務室	パーソナルコンピュータ			R4.1.18
40	4210004103	事務室倉庫	天幕	TGK	イベントテント グリーン	H21.10.29
41	4160001266	倉庫	船		ブリヨンスクール II	H20.4.1
42	4160001267	倉庫	船		ブリヨンスクール II	H20.4.1
43	4160001268	倉庫	船		ブリヨンスクール II	H20.4.1
44	4160001269	倉庫	船		ブリヨンスクール II	H20.4.1
45	4160001270	倉庫	船		ブリヨンスクール II	H20.4.1
46	4160001271	倉庫	船		ブリヨンスクール II	H20.4.1
47	4160001272	倉庫	船		ブリヨンスクール II	H20.4.1
48	4160001273	倉庫	船		ブリヨンスクール II	H20.4.1
49	4160001274	倉庫	船		ブリヨンスクール II	H20.4.1
50	4160001275	倉庫	船		ブリヨンスクール II	H20.4.1

番号	備品整理番号	使用場所	品名	形状その他			取得年月日
51	4210004053	調理体験室	電気炊飯器	タイガー	業務用炊飯ジャー	5.4L	H21.10.16
52	4210004081	調理体験室	電磁調理器	タニコー	TIH-S35N		H21.10.16
53	4210004153	調理体験室	テーブル	トヨセット		1.8*0.9	H21.10.19
54	4210004154	調理体験室	テーブル	トヨセット		1.8*0.9	H21.10.19
55	4210004155	調理体験室	テーブル	トヨセット		1.8*0.9	H21.10.19
56	4210004156	調理体験室	テーブル	トヨセット		1.8*0.9	H21.10.19
57	4210004157	調理体験室	テーブル	トヨセット		1.8*0.9	H21.10.19
58	4210004158	調理体験室	テーブル	トヨセット		1.8*0.9	H21.10.19
59	4210004217	調理体験室	テーブル	マルニ木工		1.5*0.9	H21.10.23
60	4210004218	調理体験室	テーブル	マルニ木工		1.5*0.9	H21.10.23
61	4210004219	調理体験室	テーブル	マルニ木工		1.5*0.9	H21.10.23
62	4210004220	調理体験室	テーブル	マルニ木工		1.5*0.9	H21.10.23
63	4210004221	調理体験室	テーブル	マルニ木工		1.5*0.9	H21.10.23
64	4210004256	調理体験室	電子レンジ	パナソニック	業務用電子レンジ		H21.10.21
65	5030003063	調理体験室	製氷機	大和冷機	DRI-35LMF		R3.8.18
66	5030003062	調理体験室	電気冷蔵庫	大和冷機	5161S-EC		R3.8.18
67	4210003586	特産品市場	計算機	東芝テック	レジスター		H21.10.16
68	4210003891	特産品市場	作業台	タニコー	水切り2槽シンク		H21.10.16
69	4210004222	特産品市場	テーブル	ライオン	DX-1870-MS		H21.10.23
70	4210004371	特産品市場	冷蔵庫	ホシザキ	R4GZ		H21.10.23
71	4210004372	特産品市場	冷蔵庫	ホシザキ	縦型冷蔵ショーケース		H21.10.23
72	4210004373	特産品市場	冷蔵庫	ホシザキ	R4GZ		H21.10.23
73	4210004374	特産品市場	冷蔵庫	ホシザキ	R4GZ		H21.10.23
74	4210003860	農業用倉庫	草刈機	キンボシ	GDH-4800R		H21.10.13
75	5020007259	農業用倉庫	草刈機	Cub Cadet	SC500hw		R3.2.25
76	4210004387	農業用倉庫	軽四輪乗用車	マツダ	スクラムトラック4WD	広島480<4828	H22.2.26
77	4210004388	農業用倉庫	耕運機	イセキ	KCR65HX		H21.12.4
78	3610001518	農業用倉庫	ブラウンソファー・デスク				H24.4.1
79	3610001519	農業用倉庫	ブラウンソファー・デスク				H24.4.1
80	4130003048	農業用倉庫	ブラウンソファー				H24.4.1
81	4130003049	農業用倉庫	ブラウンソファー				H24.4.1
82	4130003050	農業用倉庫	ブラウンソファー				H24.4.1
83	4210003618	野外	ベンチ	コクヨ	PF-MC10NN		H22.3.10
84	4210003619	野外	ベンチ	コクヨ	PF-MC10NN		H22.3.10
85	4210003620	野外	ベンチ	コクヨ	PF-MC10NN		H22.3.10
86	4210003621	野外	ベンチ	コクヨ	PF-MC10NN		H22.3.10
87	4210003622	野外	ベンチ	コクヨ	PF-MC10NN		H22.3.10
88	4210003623	野外	ベンチ	コクヨ	PF-MC10NN		H22.3.10
89	4210003894	野外ステージ	作業台	長谷川工業	高所作業台STV-3段		H22.2.15
90	4210004104	野外ステージ	天幕	ブルドックセーフティ	2号		H22.2.10
91	4210004105	野外ステージ	天幕	ブルドックセーフティ	2号		H22.2.10
92	4210004106	野外ステージ	天幕	ブルドックセーフティ	2号		H22.2.10
93	4210004107	野外ステージ	天幕	ブルドックセーフティ	2号		H22.2.10
94	4210004108	野外ステージ	天幕	ブルドックセーフティ	2号		H22.2.10
95	4210004109	野外ステージ	天幕	ブルドックセーフティ	2号		H22.2.10
96	4210004110	野外ステージ	天幕	ブルドックセーフティ	2号		H22.2.10
97	4210004111	野外ステージ	天幕	ブルドックセーフティ	2号		H22.2.10
98	4210004112	野外ステージ	天幕	ブルドックセーフティ	2号		H22.3.11
99	4210004113	野外ステージ	天幕	ブルドックセーフティ	2号		H22.3.11
100	4310006087	その他	置物	株式会社(いんりばのオブジェ)			R1.11.1